

別添

規則等の名称	処分基準（生活安全編）
根拠法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
趣旨	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の制定等に伴い、本県公安委員会が定める行政手続法に基づく処分基準の改定を行った。
概要	<p>風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業に係る「処分基準」のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令等について、取消し又は営業停止命令の量定を定めた別表の「処分事由」及び「量定」欄に ○ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第条から第6条までの罪に当たる違法な行為【量定：B】を追加したほか、条ずれ等の所要の改定を行った。
施行日	令和5年7月27日
県民意見等を募集しなかった理由	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の制定等に伴うもので、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された審査基準及び処分基準に沿う内容での策定としており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	